

薬生化発0222第1号
平成28年2月22日
改正 薬生化発0620第10号
平成28年6月20日

各

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 | | |
| 保 | 健 | 所 | 設 | 置 | 市 |
| 特 | 別 | 区 | | | |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課
化学物質安全対策室長
(公 印 省 略)

化学的变化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用繊維製品等について

標記については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令の制定について」（平成27年4月8日付け薬食発0408第1号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成27年7月9日付け薬食発0709第1号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「基準通知」という。）に示したとおり、平成28年4月1日から新たな基準が施行されます。

有害物質を含有する家庭用品に係る監視指導については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和50年2月17日付け環企第48号厚生省環境衛生局企画課長通知、以下「留意事項通知」という。）及び「家庭用品規制に係る監視指導について」（昭和56年3月10日付け環企第45号厚生省環境衛生局長通知）にて示したところですが、本基準については、以下の事項も御了知の上、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏ないようお願いいたします。

記

第1 試料のサンプリング等について

- 1 試料のサンプリングは、従前のとおり、原則、当該製品の使用態様からみて皮膚に直接接触する部分から行うこと。
- 2 試料のサンプリング方法については、JIS L 1940（繊維製品ーアゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法）を参考として、直接又は長時間肌若しくは口に接触する部

位の全ての部分から試験試料を切り取ることに留意し、3色までを同一試料に含め、試験しても差し支えない。ただし、その結果、いずれかの特定芳香族アミンについて $5 \mu\text{g/g} \sim 30 \mu\text{g/g}$ の範囲にある場合は、一つの色（単色）の分析結果が $30 \mu\text{g/g}$ を超えるかどうかを確認するため、それぞれの色について別途試験を実施することが必要であること。

- 3 対象となる有害物質は特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料であり、アゾ顔料は含まれないことに留意すること。アゾ染料とアゾ顔料を区別して試料を採取する方法については、JIS L 1940 及び L 1065 を参考にすること。
- 4 試料の調製において、分散染料の使用又は不使用によって試験法が異なるため、両者の区別については、JIS L 1940 及び JIS L 1065 を参考にすること。
- 5 試料のサンプリングや調製にあたっては、特定芳香族アミンが基準値を超えて検出された場合の対応も考慮して実施すること。（又は検査結果が判明した時の対応も考慮して実施すること。）
- 6 特定芳香族アミンの種類によっては、試験操作中に損失し実際の存在量よりも低く見積もる可能性があるため、試験実施にあたっては、JIS L 1940 を参考に特定芳香族アミンの回収率試験を予め実施し、規定の回収率を満たしている等、試験操作手順を確認すること。
- 7 天然の毛皮を試料とする場合、革部分は革製品の試験法、ファー部分は繊維製品の試験法で判定すること。なお、化学繊維で作られた人工の毛皮は、繊維製品の試験法で判定すること。

第2 標準試薬としての特定芳香族アミンの取扱いについて

標準試薬としての特定芳香族アミンには、労働安全衛生法（昭和47年法律第517号）の規制対象物質も含まれており、標準試薬としての取扱いについては、「「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令」及び「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う製造等禁止物質等の取扱いについて」（平成28年2月22日付け基安化発0222第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）のほか、労働安全衛生法関係法規を十分に参照されたいこと。

第3 基準に適合しないことが疑われる場合の取扱いについて

試験の結果、基準値を超える特定芳香族アミンが検出され、基準に適合しないことが疑われる場合においては、当該試験の性質上、アゾ染料由来以外の特定芳香族アミンを検出した可能性が否定できないため、事業者がその可能性を主張する場合には、家庭用品衛生監視員が、事業者から提供される資料等により、当該製品の原材料、製造工程、品質管理状況、製造記録等を確認すること。

第4 適用を受ける家庭用品について

基準を定めた家庭用品区分は、基準通知第1の2（1）に示されているが、具体的な品目を特定する際には、総務省が策定している日本標準商品分類（平成2年5月改

定（第5回改定））及び留意事項通知 別紙「繊維製品の分類表」を参考にされたい。
以下に、その主な内容を示す。

- (1) アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、以下のもの
おしめ及びおしめカバー（日本標準商品分類番号799「その他の身の回り品」中の79911「おむつ」又は79912「おむつカバー」）
下着（同782「下着」）
寝衣（同783「寝衣（和装を除く。）」）
手袋（同788「手袋（ゴム製を除く。）」）
くつした（同785「くつ下」）
中衣（同781「外衣」）
外衣（同781「外衣」）
帽子（同787「帽子」）
寝具（同822「寝具」）
床敷物（同821「床敷物」）
テーブル掛け（同825「テーブル掛け、ナプキン及び関連製品」中の8251「テーブル掛け」）
えり飾り（同792「えり飾り（毛皮製を除く。）」）
ハンカチーフ（同791「ハンカチーフ」）
タオル、バスマット及び関連製品（同827「タオル、バスマット及び関連製品」）

- (2) アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品のうち、以下のもの
下着（同782「下着」）
手袋（同788「手袋（ゴム製を除く。）」）
中衣（同781「外衣」）
外衣（同781「外衣」）
帽子（同787「帽子」）
床敷物（同821「床敷物」（家庭用繊維製品）のうち革部分を含むもの。）

なお、製品の一部に、繊維部分又は革部分を含むもの（繊維部分及び革部分の両方を含むものを含む。）については、繊維部分は上記（1）に、革部分は上記（2）に照らして該当性を判断するものとする。その場合、繊維部分については繊維製品の試験法、革部分については革製品の試験法で判定すること。

第5 適用を受けない繊維製品について

アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、和手拭い、及び和服又は和装の一部を用いた製品についても、当面の間、和服と同様の取扱いとすること。また、専ら室内の装飾用・観賞用等に使用する製品、紡績されていない素材を使用した製品については、適用の対象外であること。

再利用（中古）製品、その素材を用いた製品については、当該製品の原材料等の確認が難しいため、施行日から2年間、試買計画の策定にあたり配慮すること（再染色

された製品を除く。)

なお、今回、適用を受けない繊維製品についても、有害となる特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料を用いない代替染料を用いるなど、人の健康に対するリスクの低減に努めることは有益であるため、関係者に対する指導方ご留意願います。

第6 トリフェニル^{すず}錫化合物及びトリブチル^{すず}錫化合物の基準について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第124号)に規定するトリフェニル^{すず}錫化合物及びトリブチル^{すず}錫化合物の基準のうち、1の(1)のアにある「アセトン・ヘキサン混液」の組成は「アセトン：ヘキサン=3：7(容積比)」とする。

第7 通知の改正について

留意事項通知の3の(2)のウ及び別記を削除する。